

## 令和4年度草津市市政功労者表彰について

### 1. 市政功労者表彰制度

本市の政治、経済、文化、社会その他各分野において市政の振興に貢献いただいた方、また市民の模範と認められる行為をされた方々を顕彰することで、本市の自治行政の振興を促進することを目的としています。

表彰制度は、昭和42年度に創設され今年で56回目となります。過去の表彰では、自治功労1, 112名、社会功労517名、計1, 629名(団体含む)が表彰を受けています。

### 2. 表彰の基準

#### (1) 自治功労表彰

| 市政功労者表彰規則 | 基準  | 基準年数  |
|-----------|---|-------|
| 第3条 第1号   | 市長の職に4年以上在職した者  | 4年以上  |
| 第2号       | 市議会議員の職に8年以上在職した者   | 8年以上  |
| 第3号       | 副市長の職に8年以上在職した者   | 8年以上  |
| 第4号       | 教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員または監査委員の職に8年以上在職した者 | 8年以上  |
| 第5号       | まちづくり協議会会長として4年以上在職した者                                      | 4年以上  |
| 第6号       | 町内会長として5年以上在職した者  | 5年以上  |
| 第7号       | 消防団員として15年以上在職し、勤務に精励した者                                    | 15年以上 |
| 第8号       | 前各号に定めるもののほか、市の自治行政の振興に功労顕著で特に市長が必要と認めた者                    | 10年以上 |

#### (2) 社会功労表彰

| 市政功労者表彰規則 | 基準  | 基準年数  |
|-----------|---|-------|
| 第4条 第1号   | 社会公共のために尽力し、その功績が顕著な団体または個人<br>ア 社会福祉または保健衛生の向上、青少年の健全育成、交通安全の推進または民生の安定に功績顕著な者<br>イ 産業、建設の振興に寄与し、その功績顕著な者<br>ウ 教育、体育、文化、芸術等の振興に寄与し、その功績顕著な者<br>エ 環境保全の推進に寄与し、その功績顕著な者<br>オ まちづくり活動に寄与し、その功績顕著な者<br>カ その他社会公共のために功績顕著な者 | 15年以上 |

### 3. 表彰式

例年11月3日の文化の日に実施しており、今年度も11月3日(木・祝)午前中に開催いたします。

※昨年度同様に、新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、規模を縮小して開催いたします。